



平成31年9月1日より、日本年金機構に提出する添付書類や書類押印の取り扱いが一部変更となります。

また、後半では、雇用保険給付の支給限度額・基本手当日額の変更と、子ども・子育て拠出金の料率変更についてお知らせ致します。

①適用事業所が提出する届出等における添付書類及び押印等の取扱いについて

■届出等における添付書類の廃止

1. 資格喪失届の届出の受付年月日より60日以上遡る場合
2. 被保険者報酬月額変更届の届出の受付年月日より60日以上遡る場合
3. 既に届出済である標準報酬月額を大幅に引き下げる場合

※添付書類の廃止に伴う適正な届出処理の確認については、年金事務所が適用事業所の調査を重点的に行うこととなっております。

■署名・押印等の取扱い

以下の届書については、事業主において、申請者本人が当該届出を提出する意思を確認した旨を各届出書の備考欄に記載することにより、申請者署名欄の本人署名又は押印を省略することができます。

※電子申請及び電子媒体による申請においては、委任状を省略することができますようになります。

- ・被保険者生年月日訂正届
- ・被扶養者（異動）届・第3号被保険者関係届
- ・年金手帳再交付申請書
- ・養育期間標準報酬月額特例申出書・特例終了届（特例の申出を行う場合）
- ・養育期間標準報酬月額特例申出書・特例終了届（特例の終了する場合）

②雇用保険給付の支給限度額・基本手当日額の変更について

例年、雇用保険給付の支給限度額については、8月1日付けで変更となりますが、現在、毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに、給付の支給限度額も変更が行われているため、今回は平成31年3月18日より変更となります。

変更内容については、以下の通りとなります。

■高年齢雇用継続給付（平成31年3月18日以後の支給対象期間から変更）

- ・支給限度額 359,899円 → 360,169円

※支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額（360,169円）以上であるときには、高年齢雇用継続給付は支給されません。

また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、360,169円（支給対象月に支払われた賃金額）が支給額となります。

- ・最低限度額に変更はございません。（最低限度額 1,984円）

- ・60歳到達時等の賃金月額
上限額 472,200円 → 472,500円
下限額 74,400円（変更なし）

※60歳到達時の賃金が上限額以上（下限額未満）の方については、賃金日額ではなく、上限額（下限額）を用いて支給額を算定します。

■育児休業給付（初日が平成31年3月18日以後である支給対象期間から変更）

- ・支給限度額 上限額（支給率67%） 301,299円 → 301,701円
上限額（支給率50%） 224,850円 → 225,150円

■介護休業給付（初日が平成31年3月18日以後である支給対象期間から変更）

- ・支給限度額 上限額 331,650円 → 332,052円

■賃金日額・基本手当日額の変更について

◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額（円）		基本手当日額の上限額（円）	
	変更前	変更後	変更前	変更後（前年度増減）
29歳以下	13,500	13,510	6,750	6,755（+5）
30～44歳	14,990	15,010	7,495	7,505（+10）
45～59歳	16,500	16,520	8,250	8,260（+10）
60～64歳	15,740	15,750	7,883	7,887（+4）

※厚生労働省ホームページより抜粋

■就業促進手当の上限額について

◆再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前（円）	変更後（前年度増減）（円）
59歳以下	6,105	6,110（+5）
60～64歳	4,941	4,945（+4）

◆就業手当の1日当たり支給額（基本手当日額の30%）の上限額

年齢	変更前（円）	変更後（前年度増減）（円）
59歳以下	1,831	1,833（+2）
60～64歳	1,482	1,483（+1）

※厚生労働省ホームページより抜粋

③子ども・子育て拠出金率の変更について

平成31年4月1日から適用 **0.34%**
 ※平成30年4月1日から平成31年3月31日までは、0.29%
 ※子ども・子育て拠出金につきましては、事業主が全額負担することとなります。



今年のGWはなんと10連休!!!
 10連休中は、年金事務所やハローワーク等の各種行政機関も営業をしていない為、各種手続きの審査にお時間を要することが想定されます。

さらに、4月は全国の行政機関が繁忙期となり、健康保険証の発行や離職票の発行に遅れがでる可能性があります。

4月や5月に取得・喪失される従業員の方々へは通常よりお手続きにお時間がかかる旨、周知をして頂けますようご協力をお願い申し上げます。

また、先日遂に新元号が発表されました。「平成」時代は皆様が大変お世話になりました。「令和」時代も末永くお取引下さいますよう、謹んでお願い申し上げます。

【発行元】SATO社会保険労務士法人 札幌オフィス
 〒065-8631
 札幌市東区北5条東8丁目1番33号
 TEL: (011) 351-3010